

第 1 期

宿毛市障害福祉計画

平成 18 年度 ~ 平成 20 年度

宿 毛 市

< 目 次 >

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間及び見直し時期	1
4 計画の達成状況の点検及び評価	1

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本的な考え方	3
3 障害福祉サービスの体系	4
4 障害福祉サービスの説明	5

第3章 障害のある人の動向

1 各種手帳の交付状況	6
2 精神科病院入院患者数	13
3 盲・ろう・養護学校（国立・公立）在籍生徒数	14
4 宿毛市立小中学校及び保育園障害児学級入級者数	15

第4章 地域移行や就労支援の目標設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	17
3 福祉施設から一般就労への移行等	18

第5章 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 福祉サービス等の利用状況	19
2 障害福祉サービス量の見込み	30
3 必要な見込量の確保のための方策	36
4 地域生活支援事業	37

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等の仕組みを定めることにより、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指し、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が平成 17 年 11 月に公布され、平成 18 年 4 月（一部は同年 10 月）に施行されました。

本計画は、この障害者自立支援法に基づき、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度末に向けて数値目標を設定するとともに、その前半となる平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であり、市政運営の基本指針である「宿毛市基本構想」、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく、「宿毛市障害者計画（仮称）」や、その他の福祉関連計画との整合性を保つ計画とします。（図 1-2-1 参照）

3 計画の期間及び見直し時期

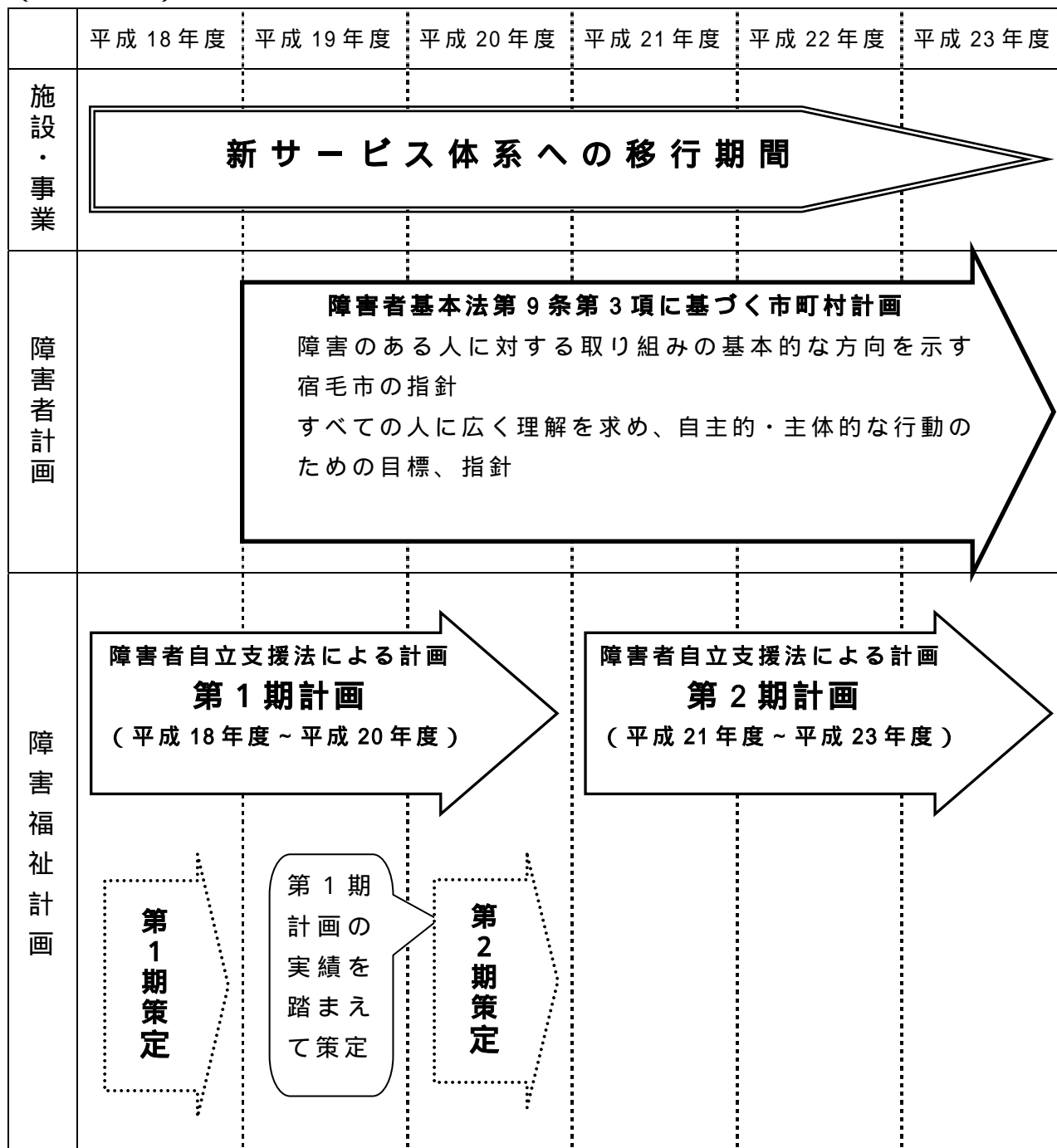
本計画は、平成 18 年度から 20 年度までの 3 か年を第 1 期計画とします。

また、第 1 期計画の進捗状況や新サービス体系への移行状況等を踏まえて、平成 20 年度に計画の見直しを行い、平成 21 年度から 23 年度までの第 2 期計画を策定します。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に宿毛市障害者計画等策定委員会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

(図 1-2-1)



障害福祉計画（障害者自立支援法第 88 条）

市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

国の基本指針（平成 18 年 6 月 26 日 厚生労働省告示第 395 号）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の供給体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念に基づき、以下を宿毛市障害福祉計画の基本理念として定める。

安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現

2 基本的な考え方

基本理念を実効あるものとするため、次の事項を基本に障害福祉サービスの充実を図ります。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

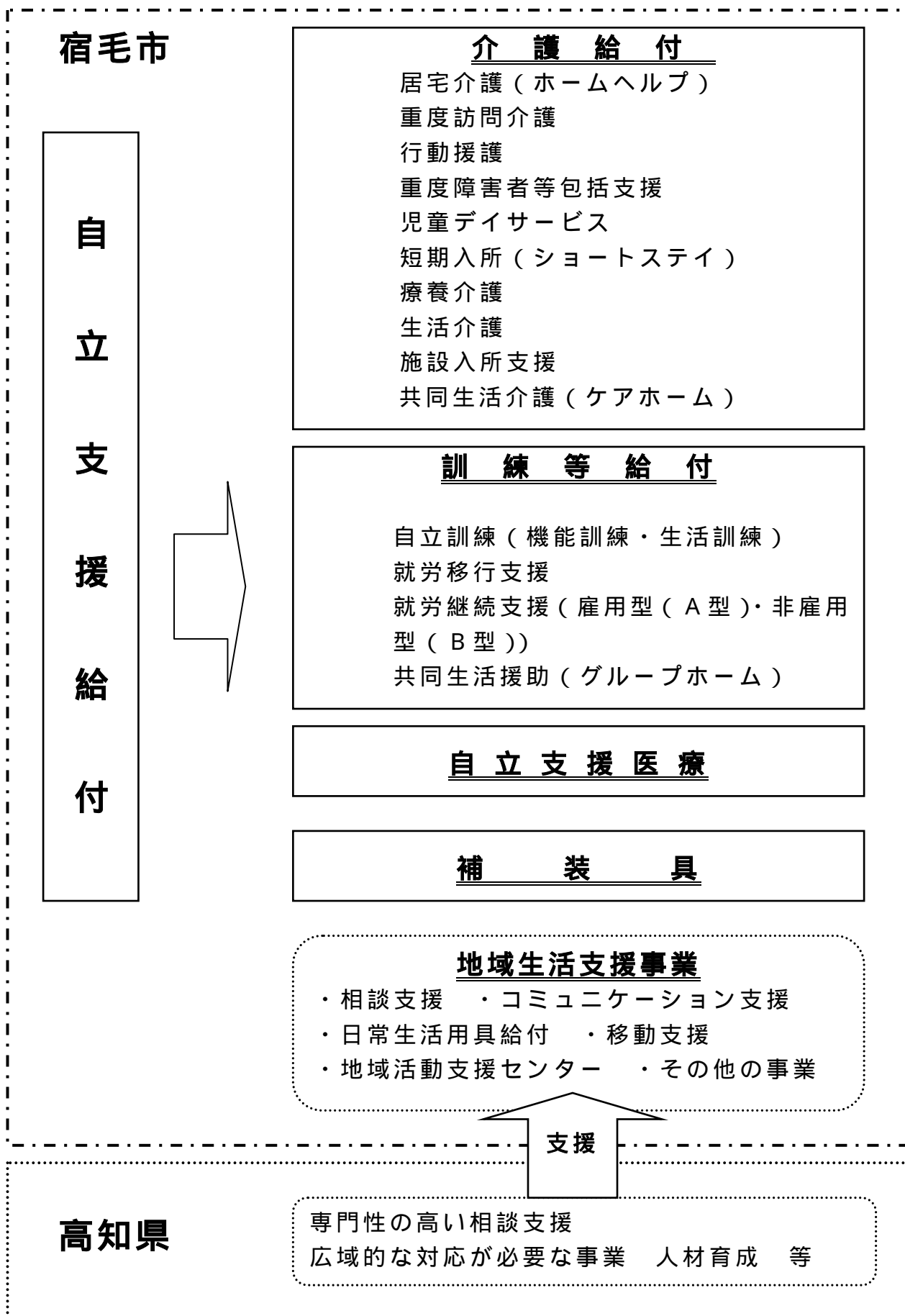
(2) 三障害に係る制度の一元化

三障害（身体・知的・精神）に係る制度を一元化することにより障害福祉サービス等の充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域の社会資源を最大限に活用したサービス体制の整備を進めます。

3 障害福祉サービスの体系



4 障害福祉サービスの説明

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護や居宅などでの生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出時の介護等総合的な介護
	行動援護	行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護
	児童デイサービス	障害児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助
	短期入所（ショートステイ）	介護者の不在時に一時的に施設に入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中行われる機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活上の援助
	生活介護	施設などで日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動
	施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓練等給付	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活の場所以で入浴や排せつ、食事の介護
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
	就労継続支援（A・B型）	就労することが困難な方に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
地域生活支援事業	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助
	相談支援	市又は、障害者生活支援センター等でいろいろな相談に応じます
	コミュニケーション支援	聴覚に障害がある方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣
	日常生活用具給付事業	障害のある方の日常生活を便利にし、介護者の負担軽減を図る様々な用具を給付
	移動支援	障害がある方の外出時に介護者を派遣

介護給付の利用に当たっては、あらかじめ障害程度区分認定を受けていただく必要があります。（児童を除く）

第3章 障害のある人の動向

1 各種手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳

平成18年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は、1,324人で、市の人口24,070人に占める割合は、約5.5%となっており、交付者総数のうち65歳以上の人が占める割合は、約7割に至っています。(表3-1-1参照)

また、交付総数のうちおよそ半分が1級～2級の重度の障害となっており(表3-1-2参照)、部位別に見ると5割強が肢体障害で、心臓などの内部障害が微増傾向にあります。(表3-1-3参照)

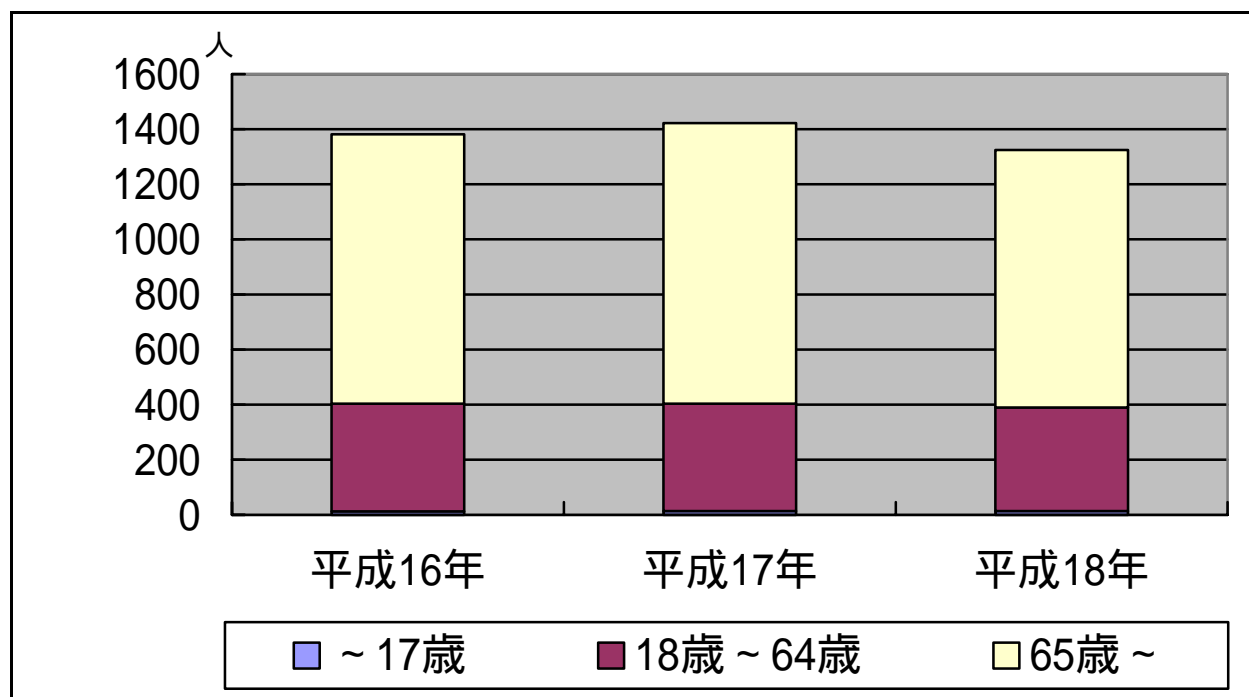
(表3-1-1) 年齢別交付者数の推移

(単位：人)

区分	～17歳	18歳～64歳	65歳～	計
平成16年	13(0.9)	390(28.3)	978(70.8)	1,381
平成17年	14(1.0)	389(27.4)	1,019(71.6)	1,422
平成18年	14(1.1)	376(28.4)	934(70.5)	1,324

()内は、年の計を100とした場合の割合。

【年齢別交付者数の推移】



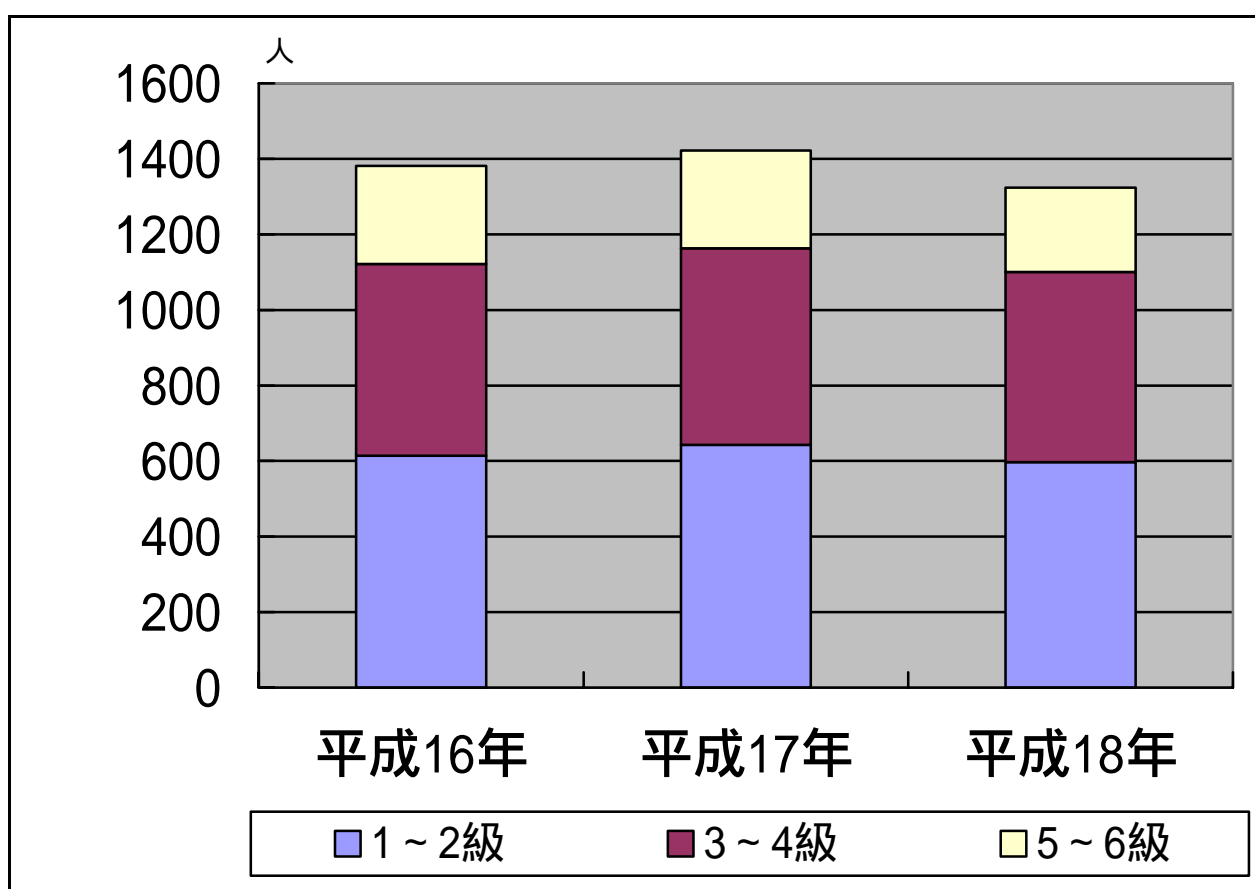
(表 3-1-2) 級別交付者数の推移

(単位：人)

区 分	1～2 級	3～4 級	5～6 級	計
平成 16 年	614 (44.5)	508 (36.8)	259 (18.7)	1,381
平成 17 年	643 (45.2)	520 (36.6)	259 (18.2)	1,422
平成 18 年	597 (45.1)	504 (38.1)	223 (16.8)	1,324

() 内は、年の計を 100 とした場合の割合。

【級別交付者数の推移】



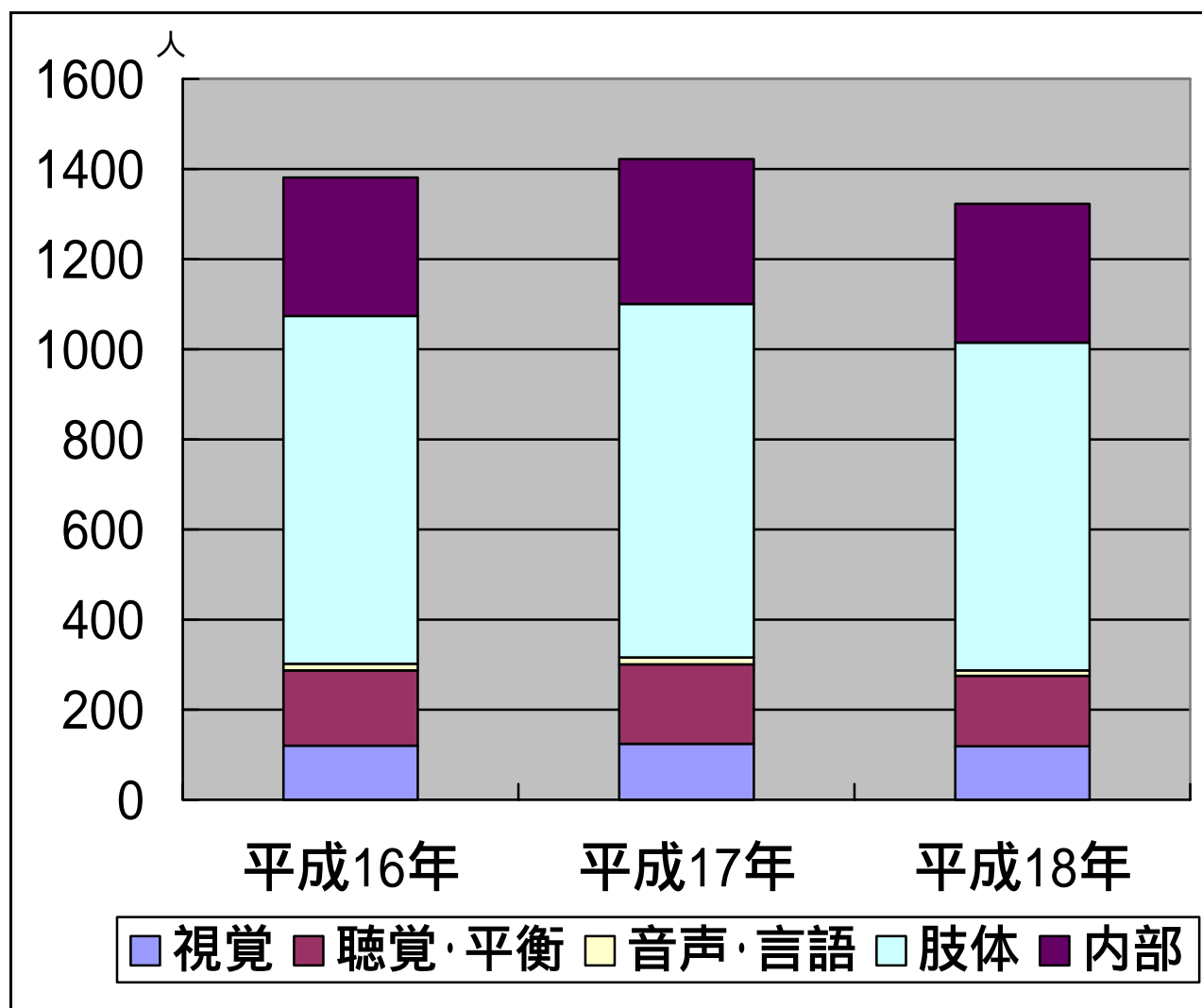
(表 3-1-3) 障害部位別交付者数の推移

(単位：人)

区 分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢 体	内 部	計
平成 16 年	120 (8.7)	167 (12.1)	15 (1.1)	772 (55.9)	307 (22.2)	1,381
平成 17 年	124 (8.7)	177 (12.4)	15 (1.1)	785 (55.2)	321 (22.6)	1,422
平成 18 年	119 (9.0)	156 (11.8)	12 (0.9)	728 (55.0)	309 (23.3)	1,324

()内は、年の計を 100 とした場合の割合。

【障害部位別交付者数の推移】



(2) 療育手帳

平成 18 年 3 月 31 日現在の療育手帳の交付者数は、179 人となっています。18 年において、17 歳までの手帳交付者数が前年と比べ 3 人の減となっていますが、ほかの全ての年齢層においては、増加傾向で推移しています。これは、JR などの運賃割引制度が始まったことなどにより、療育手帳制度が浸透したことも増加の要因であり、今後も増加が見込まれます。(表 3-1-4 参照)

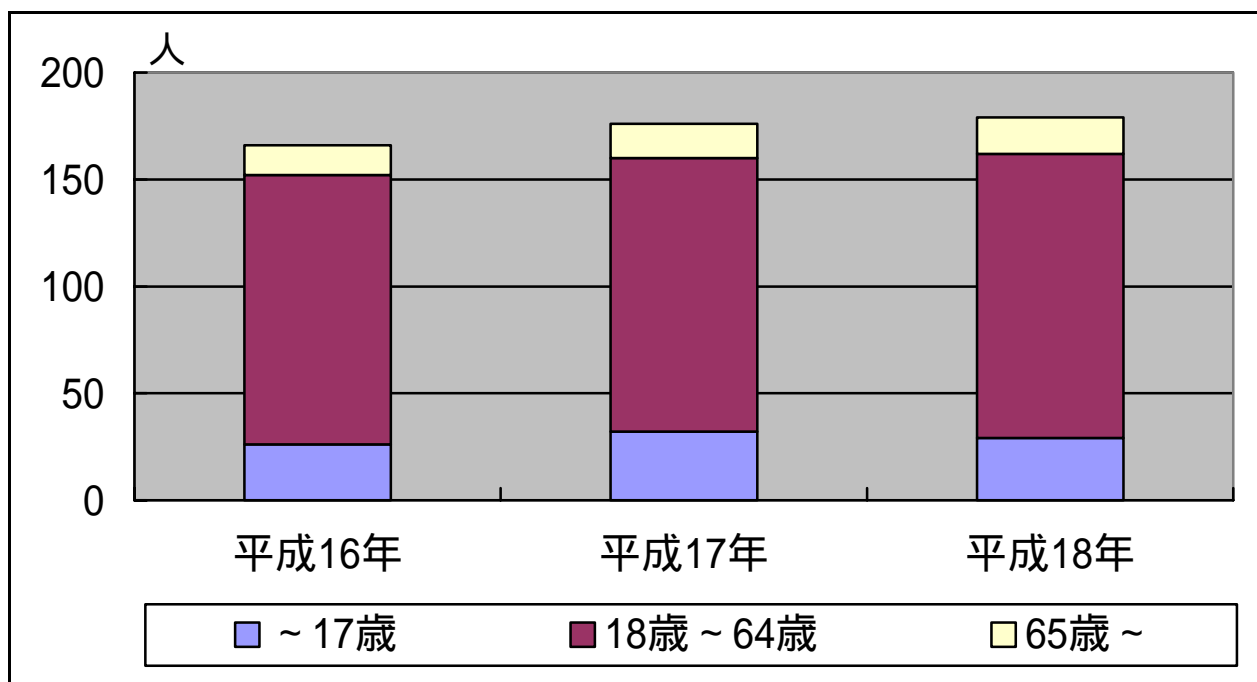
また、障害の程度別の交付者数では、重度 (A)、中軽度 (B) がほぼ同数で推移しています。(表 3-1-5 参照)

(表 3-1-4) 療育手帳交付者数の推移 (単位：人)

区 分	～ 17 歳	18 歳～ 64 歳	65 歳～	計
平成 16 年	26 (15.7)	126 (75.9)	14 (8.4)	166
平成 17 年	32 (18.2)	128 (72.7)	16 (9.1)	176
平成 18 年	29 (16.2)	133 (74.3)	17 (9.5)	179

() 内は、年の計を 100 とした場合の割合。

【療育手帳交付者数の推移】

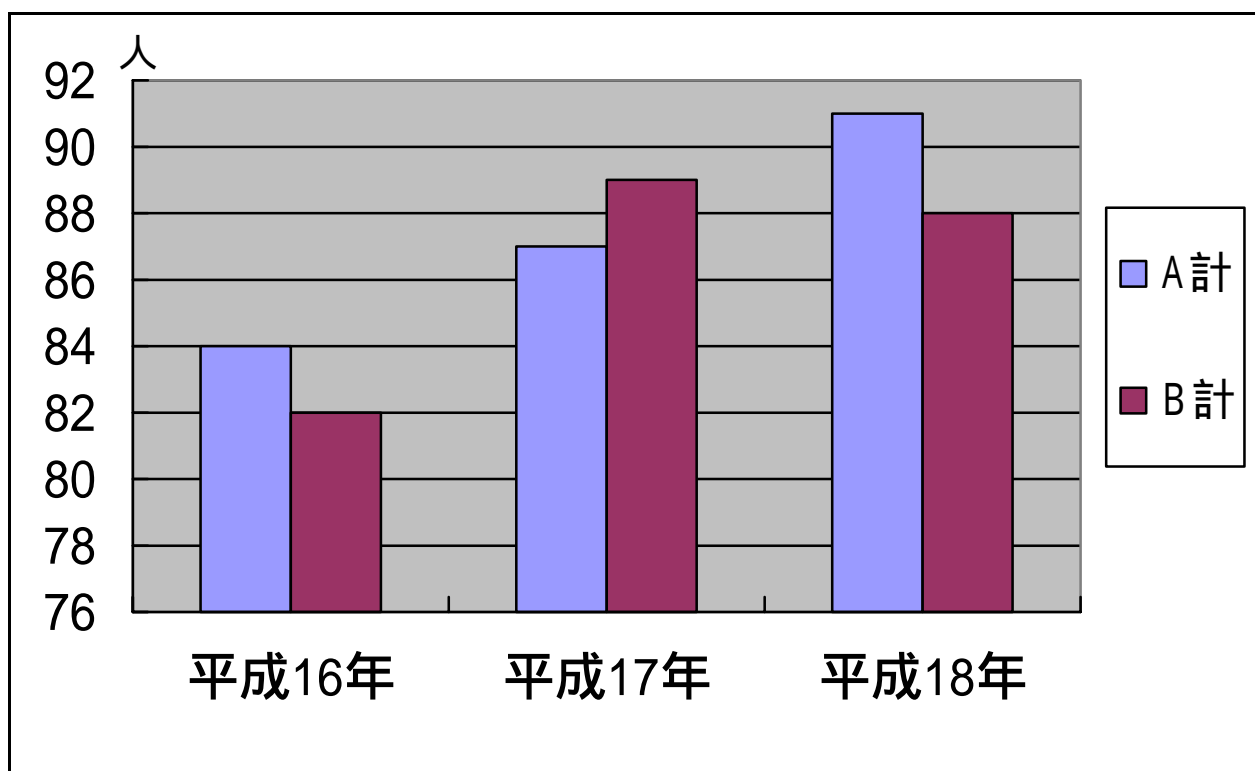


(表 3-1-5) 障害の程度別交付者数の推移

(単位：人)

区分	A	A 1	A 2	A 計	B	B 1	B 2	B 計	合計
平成 16 年	6	27	51	84	4	54	24	82	166
平成 17 年	6	28	53	87	3	58	28	89	176
平成 18 年	6	30	55	91	3	55	30	88	179

【障害の程度別交付者数の推移】



(3) 精神障害者保健福祉手帳

平成 18 年 3 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 66 人で、増加傾向にあります。今後も精神障害者に対するサービスの提供体制の整備などにより、増加が見込まれます。

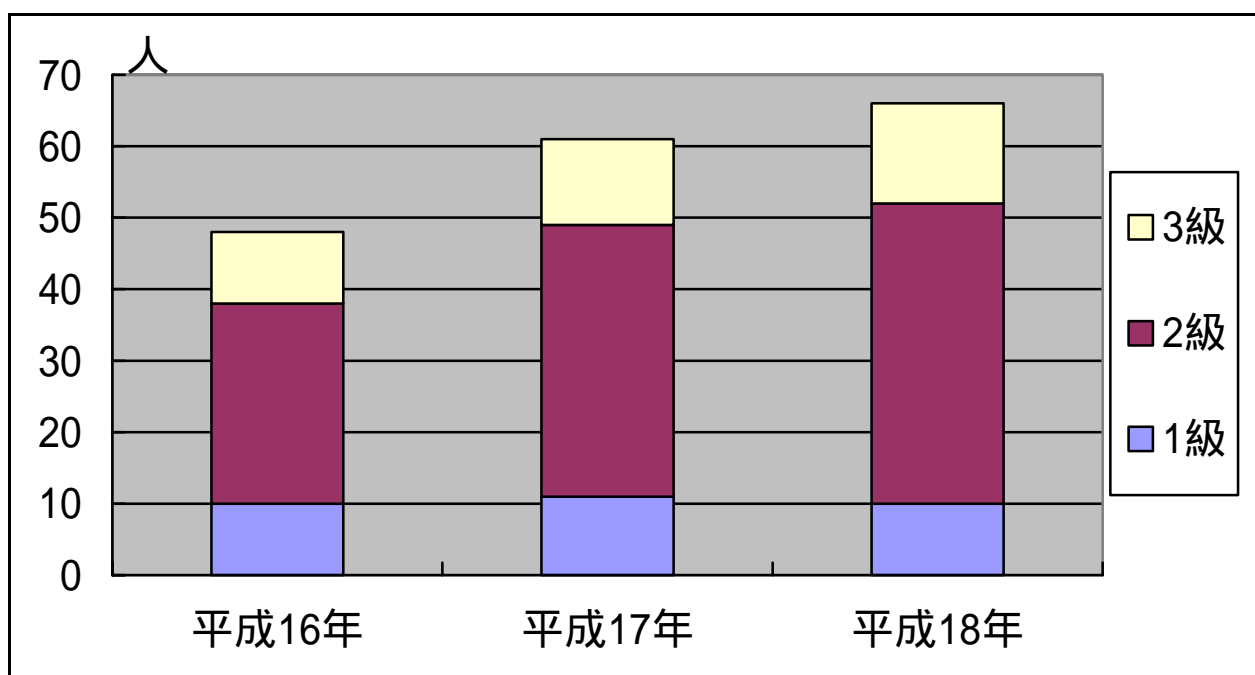
障害等級では、2 級、3 級の手帳所持者数が年々増加し、2 級の占める割合は約 6 割となっています。(表 3-1-6 参照)

(表 3-1-6) 精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移 (単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
平成 16 年	10 (20.8)	28 (58.4)	10 (20.8)	48
平成 17 年	11 (18.0)	38 (62.3)	12 (19.7)	61
平成 18 年	10 (15.2)	42 (63.6)	14 (21.2)	66

() 内は、年の計を 100 とした場合の割合。

【精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移】



(4) 障害者手帳の交付状況

平成18年3月31日現在の高知県、幡多管内及び宿毛市の障害者手帳交付数は、下表(表3-1-7参照)のとおりです。

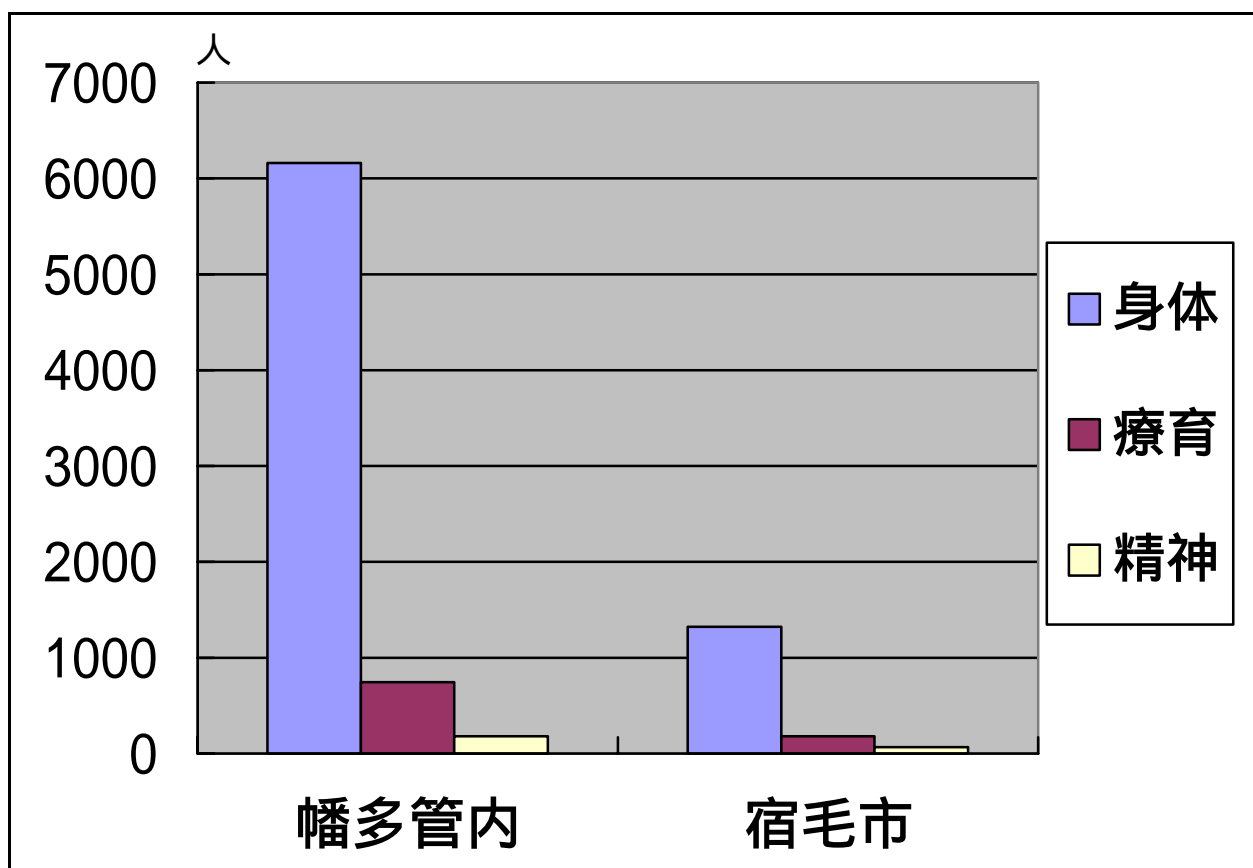
(表3-1-7) 障害者手帳の交付状況

(単位：人)

区分	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
高知県 (799,121)	43,315	5.4%	4,956	0.6%	2,439	0.3%	50,710	6.3%
		100%		100%		100%		100%
幡多管内 (102,919)	6,160	6.0%	745	0.7%	265	0.3%	7,170	7.0%
		14.2%		15.0%		10.9%		14.1%
宿毛市 (24,070)	1,324	5.5%	179	0.7%	66	0.3%	1,569	6.5%
		3.1%		3.6%		2.7%		3.1%

上段は、区分毎の人口比率。下段は、高知県の交付数を100とした場合の割合。

【幡多管内と宿毛市の障害者手帳の交付状況】



2 精神科病院入院患者数

高知県の精神科病院の入院患者数は、平成 18 年 8 月時点で 3,468 人、そのうち 1,706 人(約 49%)が 65 歳以上の入院患者です。(表 3-2-1 参照)

宿毛市の精神科病院の入院患者数は、平成 16 年・平成 17 年は 66 人、平成 18 年は 58 人で推移しています。(表 3-2-2 参照)

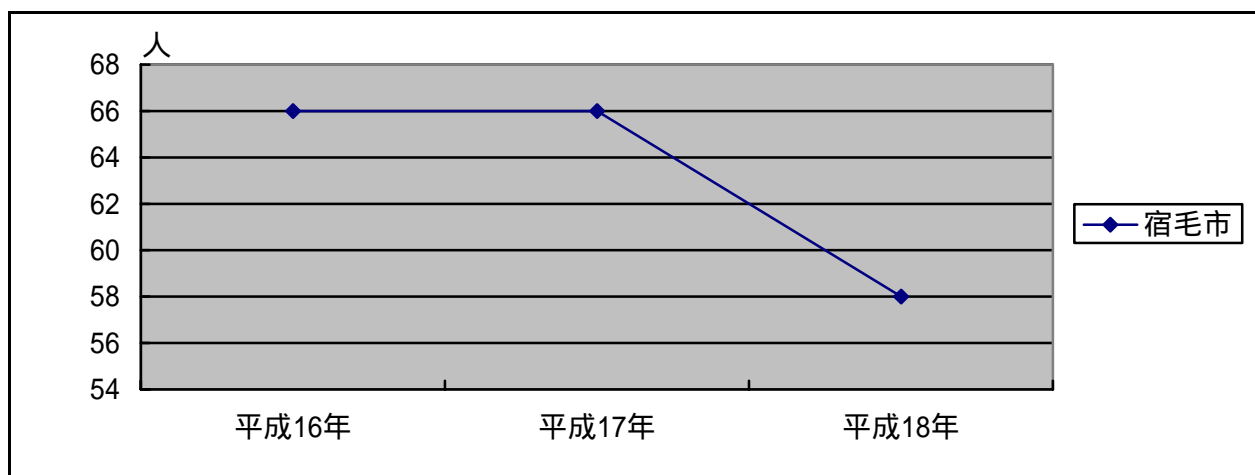
(表 3-2-1) 精神科病院の入院患者数 (単位：人)

区 分	病 院 数	入院患者数	うち 65 歳以上
高 知 県	23	3,468	1,706
幡 多 管 内	2	390	173
宿 毛 市	1	58	4

(表 3-2-2) 入院患者数の推移 (単位：人)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
高 知 県	3,437	3,470	3,468
宿 毛 市	66	66	58

【入院患者数の推移】



毎年 8 月時点調査

3 盲・ろう・養護学校（国立・公立）在籍生徒数

学校別の在籍生徒数は、次のとおりです。（表 3-3-1 参照）また、卒業生の進路状況について高知県のとりまとめでは、100 人前後の卒業生のうち約 6 割が福祉施設や作業所を利用する結果がでています。（表 3-3-2 参照）

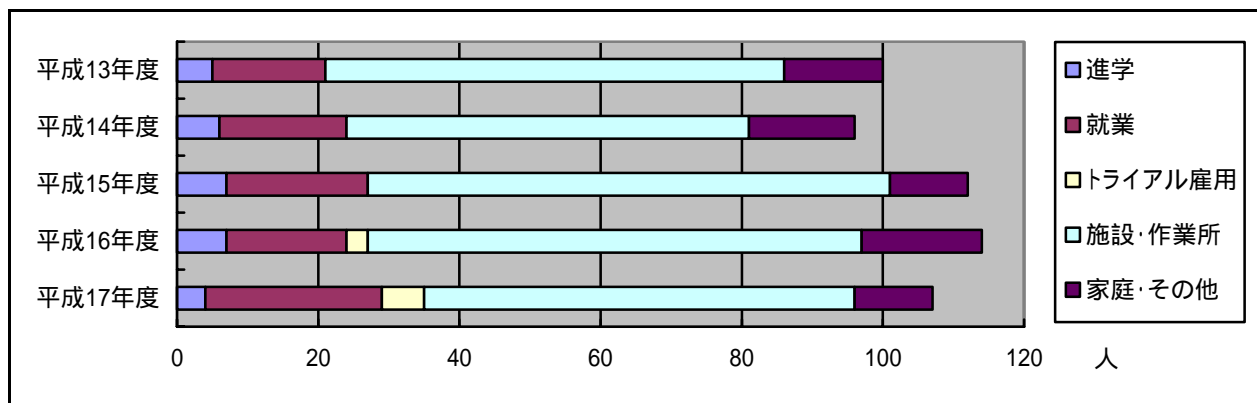
（表 3-3-1）盲・ろう・養護学校（国立・公立）在籍生徒数 （単位：人）

区 分		盲学校	ろう学校	養護学校	計
高 知 県	中等部	2	5	190	197
	高等部	12	15	326	353
	計	14	20	516	550
宿 毛 市	中等部	0	1	8	9
	高等部	0	0	11	11
	計	0	1	19	20

（表 3-3-2）盲・ろう・養護学校卒業生の進路状況（高知県） （単位：人）

区 分	進 学	就 業	トライアル雇用	施設・作業所	家庭・その他	計
平成 13 年度	5	16	0	65	14	100
平成 14 年度	6	18	0	57	15	96
平成 15 年度	7	20	0	74	11	112
平成 16 年度	7	17	3	70	17	114
平成 17 年度	4	25	6	61	11	107

【盲・ろう・養護学校卒業生の進路状況（高知県）】



4 宿毛市立小中学校及び保育園障害児学級入級者数

宿毛市立小中学校に在籍する全児童生徒及び障害児学級入級者の毎年 5 月 1 日現在の人数は、次のとおりです。(表 3-4-1・表 3-4-2)

小学校では地元の学校へ通い、中学から養護学校へ進学する傾向があります。

宿毛市内の保育所については、全児童数が減少傾向にある中、障害児の人数については増加傾向にあります。(表 3-4-3)

(表 3-4-1) 宿毛市立小学校に在籍する障害児学級入級者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
障害児学級入級者数	30	27	22
全児童数	1,515	1,500	1,470

(表 3-4-2) 宿毛市立中学校に在籍する障害児学級入級者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
障害児学級入級者数	8	10	11
全生徒数	733	666	672

(表 3-4-3) 宿毛市内の保育所に在籍する障害児の推移

(単位：人)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
障害児数	10	13	13
全園児数	758	734	703

第 4 章 地域移行や就労支援の目標設定

本計画では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、既存の福祉施設や障害福祉サービス事業所が新しいサービス体系への移行が完了する平成 23 年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分		高知県	幡多管内	宿毛市
平成 23 年度末までに福祉施設から地域生活へ移行する人 (目 標 値)		303 人	55 人	15 人
施設 入所者数	平成 17 年 10 月 1 日現在	1,383 人	276 人	57 人
	平成 23 年度末	1,179 人	247 人	47 人

国の基本指針における目標を踏まえ、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者 57 人のうち 15 人（26.3%）が地域生活へ移行するとともに、平成 23 年度末の入所者数を 10 人（17.5%）削減し、47 人とします。

高知県は、福祉施設から地域生活への移行を進めるために、グループホームやケアホームを開設して施設整備等を行う事業者に対して助成を行い、地域生活における生活の場を確保することとしています。本市においても必要なサービスが受けられるよう、県や関係機関との連携をしながらサービスの確保に努めます。

【国の指針】

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、障害者の入所施設に入所している者のうち、今後、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標設定に当たっては、現時点の入所施設の入所者数の 1 割以上とするとともに、これにあわせて平成 23 年度末時点の入所者数を 7% 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することが望ましい。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
退院可能精神障害者数 (平成 18 年度)	557 人	71 人	17 人
平成 23 年度末までに 地域生活に移行する人数	419 人	57 人	17 人

高知県は、国の指針に基づき、平成 18 年 3 月時点の高知県の精神科病院の入院患者数 3,349 人のうち退院可能精神障害者を 557 人と算出しています。そのうち 419 人が平成 23 年度末までに地域移行すると目標設定しています。

本市は、この退院可能精神障害者数をもとに、退院可能精神障害者の地域目標を 17 人と設定しました。

今後、関係機関とも連携を図りながら、退院可能精神障害者の地域移行に取り組んでいきます。

退院可能精神障害者の算定方法

【国】

退院可能精神障害者とは、患者調査（直近集計値は平成 14 年度）における精神科病院患者のうち「受け入れ条件が退院可能な者」とする。また、都道府県において独自に把握することも可。

【高知県】

平成 14 年度患者調査を基に推計した退院可能精神障害者の割合を用いて、平成 17 年国勢調査の人口で市町村に按分する。

高知県の退院可能精神障害者の患者割合は、16.5%（全国 21.5%）
入院患者数は、「病院月報」平成 18 年 3 月報告を用いた。

3 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	高知県	幡多管内	宿毛市
平成 17 年度	18 人	1 人	0 人
平成 23 年度末	92 人	8 人	1 人

高知県は、平成 23 年度には平成 17 年度に福祉施設から一般就労した 18 人の 5 倍以上の 92 人を目標として設定しています。また、目標達成に向け、庁内に就労支援のための専任チームの設置や労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業訓練センター等との連携を図りながら、一般就労への移行を積極的に取り組むこととしています。

本市は、平成 17 年度に福祉施設から一般就労への移行が 0 人であり、平成 23 年度における目標を 1 名とします。

現状において一般就労への困難性は高いと考えますが、施設職員や県をはじめ関係機関との連携を図りながら一般就労への移行に積極的取り組みます。

第 5 章 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 福祉サービス等の利用状況

(1) ホームヘルプサービス

月平均利用時間は死亡者等により減少した時期もありますが、全体的には増加傾向にあります。

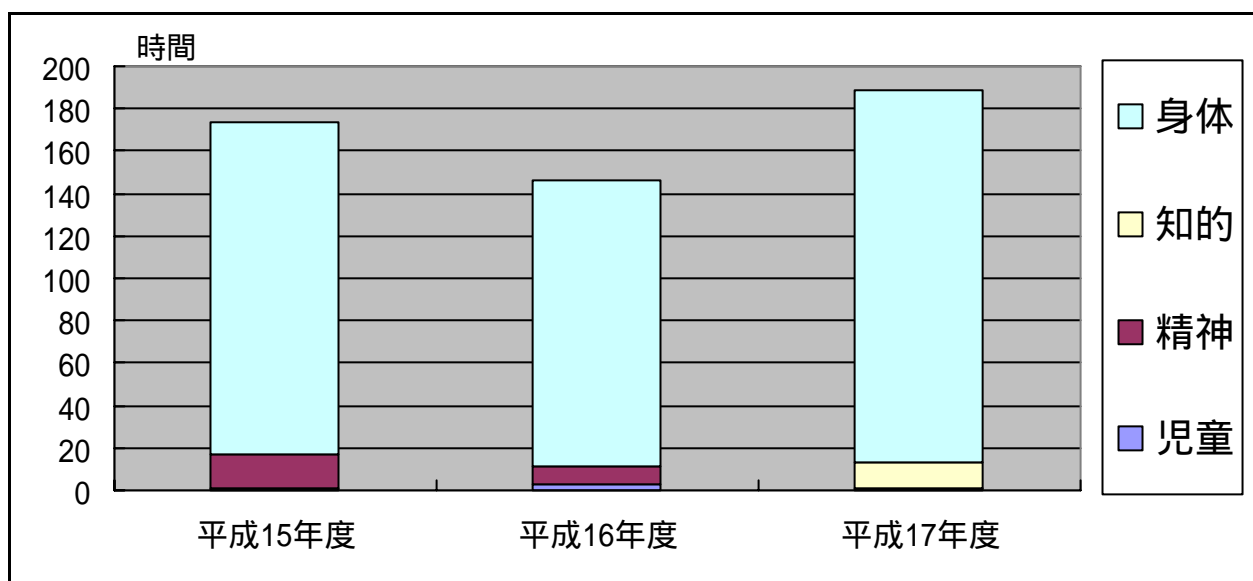
利用者の動向について、精神障害者は死亡・入院により減少し、身体障害者は平成 15 年度 7 人、平成 16 年度 6 人、平成 17 年度 8 人となっています。障害種別では、身体障害者が全体の約 9 割を占めています。(表 5-1-1 参照) また、障害者自立支援法の施行により平成 18 年 4 月からは、居宅介護(ホームヘルプ)となりました。

(表 5-1-1) ホームヘルプサービス分類別月平均利用時間の推移

(単位：時間)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身 体	157	135	176
知 的	0	0	12
精 神	16	8	0
児 童	1	3	1
計	174	146	189

【ホームヘルプサービス分類別月平均利用時間の推移】



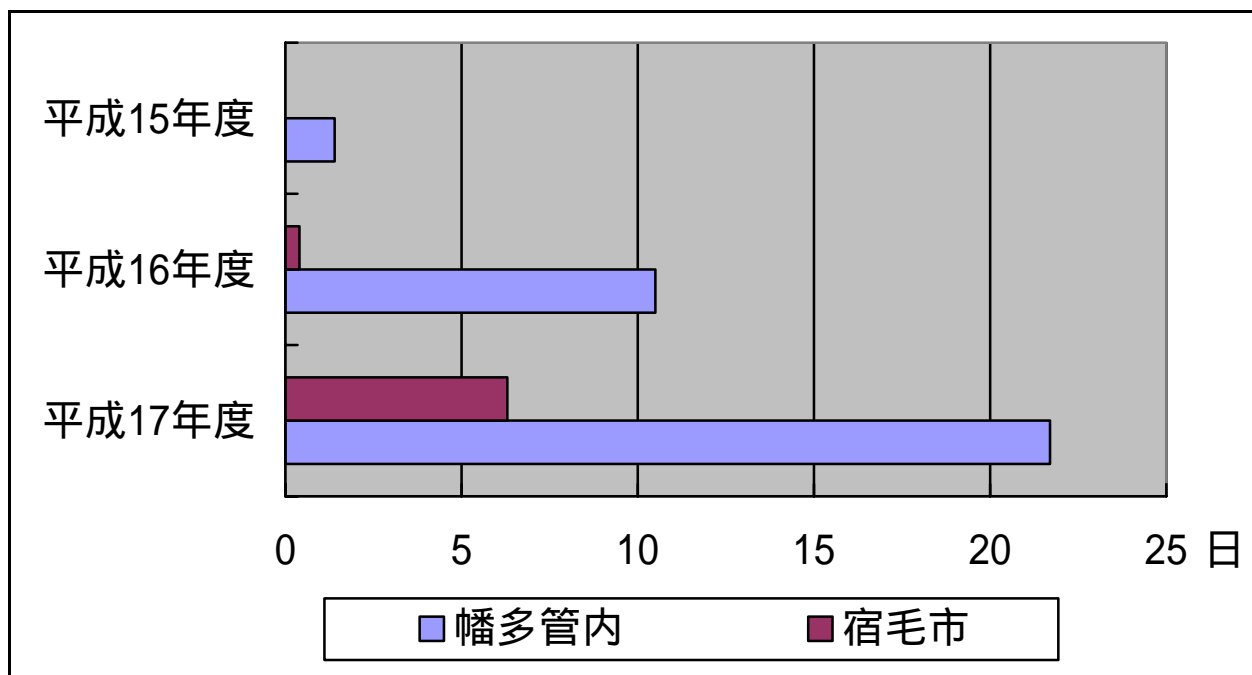
(2) 児童デイサービス

児童デイサービスは利用者の増加に伴い、利用日数も増加傾向にあります。(表 5-1-2 参照)

(表 5-1-2) 児童デイサービス月平均利用日数の推移 (単位：日)

区 分	幡 多 管 内	宿 毛 市
平成 15 年度	1.4	0
平成 16 年度	10.5	0.4
平成 17 年度	21.7	6.3

【児童デイサービス月平均利用日数の推移】



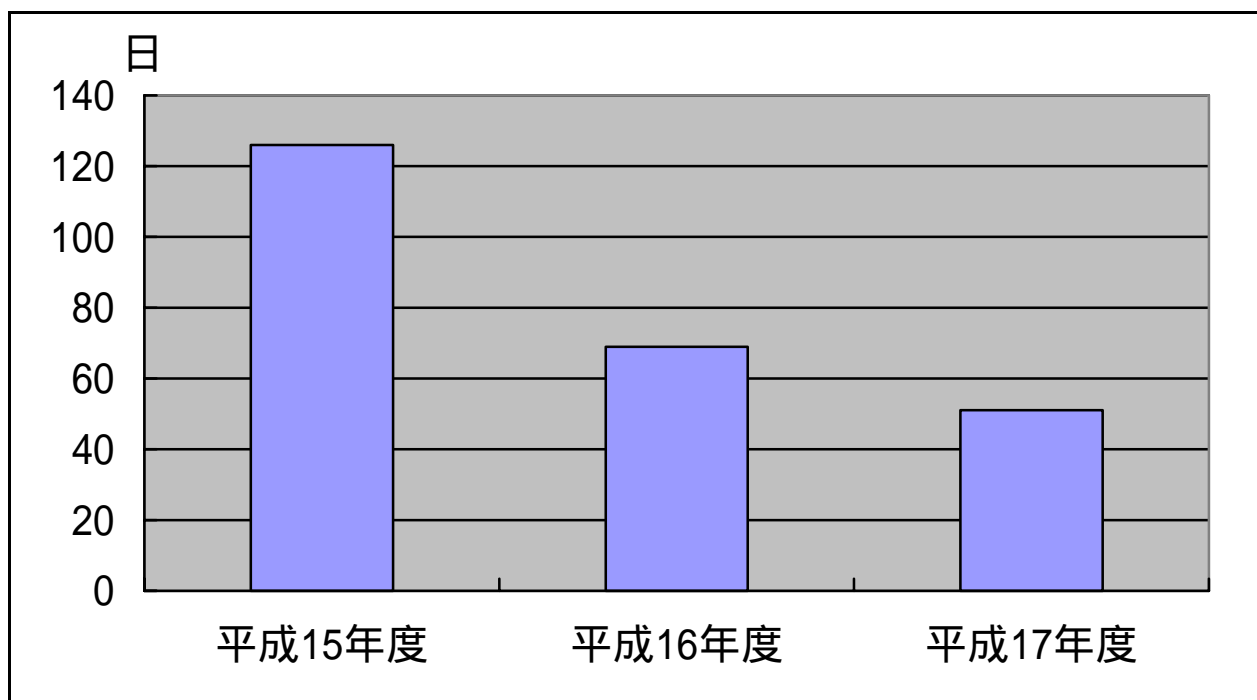
(3) 身体障害者デイサービス

身体障害者デイサービスは年々利用人数が減少しており、それに比例して利用日数も減少しています。利用者の約9割が高齢者であり、介護保険制度の対象になる方については、介護保険サービスへ移行することとなっています。利用者は、平成15年度24人、平成16年度18人、平成17年度17人となっています。(表5-1-3参照)また、障害者自立支援法の施行により平成18年10月からは、生活介護及び自立訓練となりました。

(表5-1-3) 身体障害者デイサービス月平均利用日数の推移 (単位:日)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人 数	24	18	17
年間利用日数	1,517	832	612
月平均利用日数	126	69	51

【身体障害者デイサービス月平均利用日数の推移】



(4) 短期入所（ショートステイ）

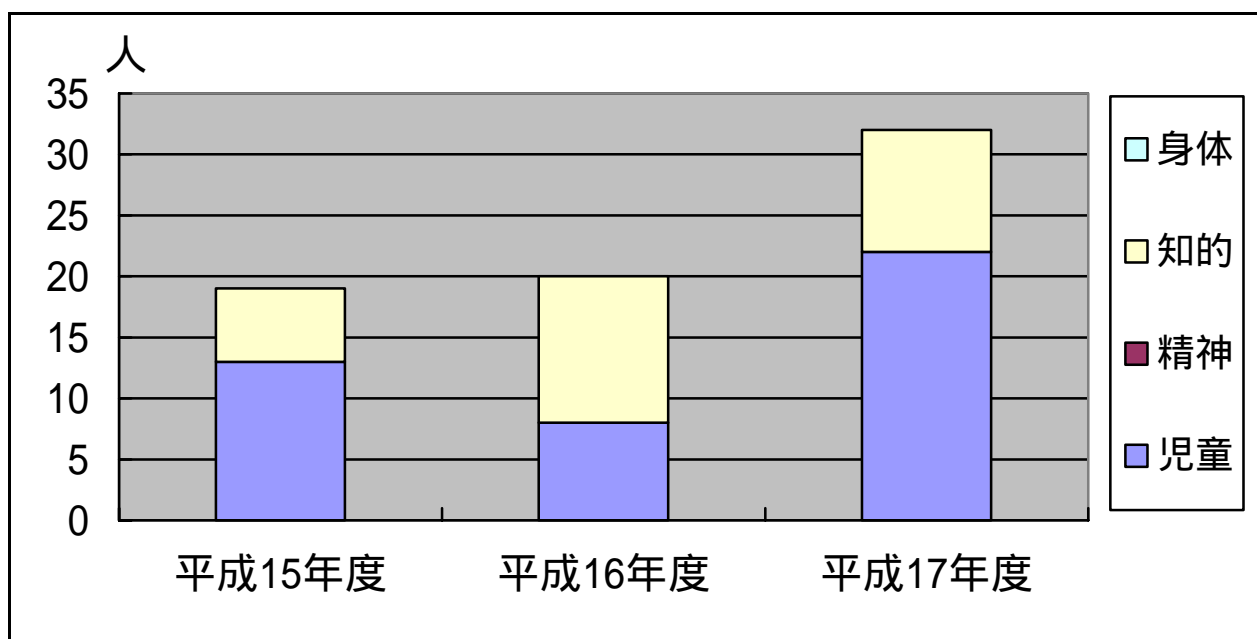
宿泊（表 5-1-4 参照）・日中受入（表 5-1-5 参照）ともに児童については年々増加していますが、知的障害については減少傾向にあります。

なお、日中受入については、平成 18 年 10 月から地域生活支援事業（日中一時支援事業）となりました。

（表 5-1-4）短期入所 分類別月平均日数の推移（宿泊） （単位：日）

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身 体	0	0	0
知 的	6	12	10
精 神	0	0	0
児 童	13	8	22

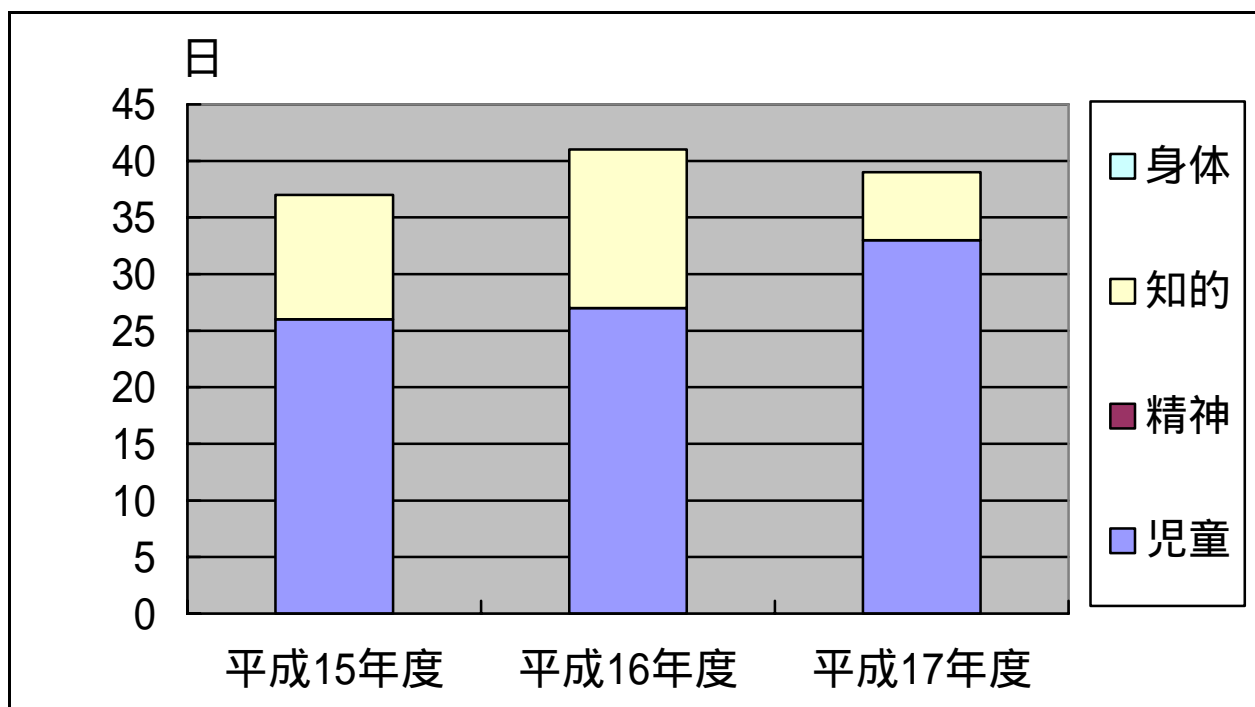
【短期入所 分類別月平均日数の推移（宿泊）】



(表 5-1-5) 短期入所 分類別月平均日数の推移 (日中受入) (単位:日)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身 体	0	0	0
知 的	11	14	6
精 神	0	0	0
児 童	26	27	33

【短期入所 分類別月平均日数の推移 (日中受入)】



(5) グループホーム

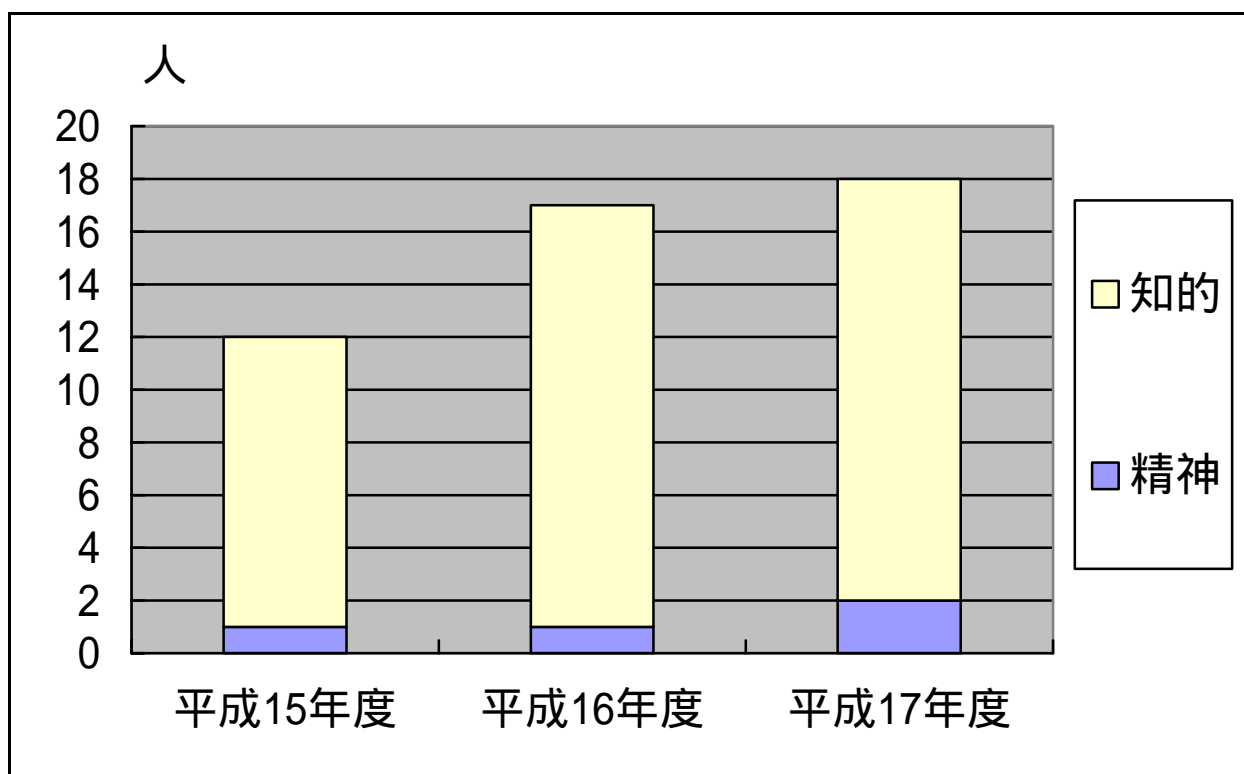
知的障害者、精神障害者ともに増加傾向にあります。(表 5-1-6 参照)

また、障害者自立支援法の施行により平成 18 年 10 月からは、共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)となりました。

(表 5-1-6) グループホーム 障害別月平均利用者数の推移 (単位:人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
知 的	11	16	16
精 神	1	1	2

【グループホーム 障害別月平均利用者数の推移】



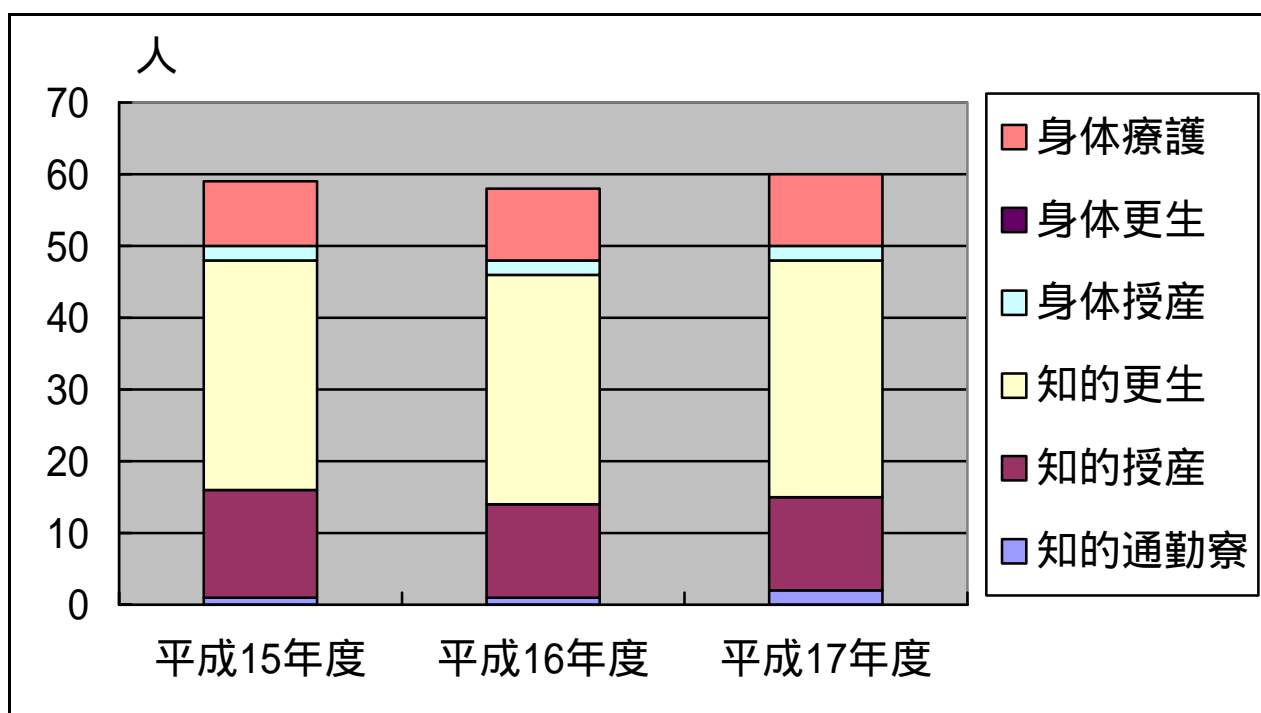
(6) 施設サービス

施設種類別に各年度当初の利用者数です。入所（表 5-1-7 参照）・通所（表 5-1-8 参照）ともに利用者数に大きな変動はありません。

(表 5-1-7) 施設サービス 施設種類別利用者数の推移（入所）(単位：人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者療護施設	9	10	10
身体障害者更生施設	0	0	0
身体障害者授産施設	2	2	2
知的障害者更生施設	32	32	33
知的障害者授産施設	15	13	13
知的障害者通勤寮	1	1	2

【施設サービス 施設種類別利用者数の推移（入所）】



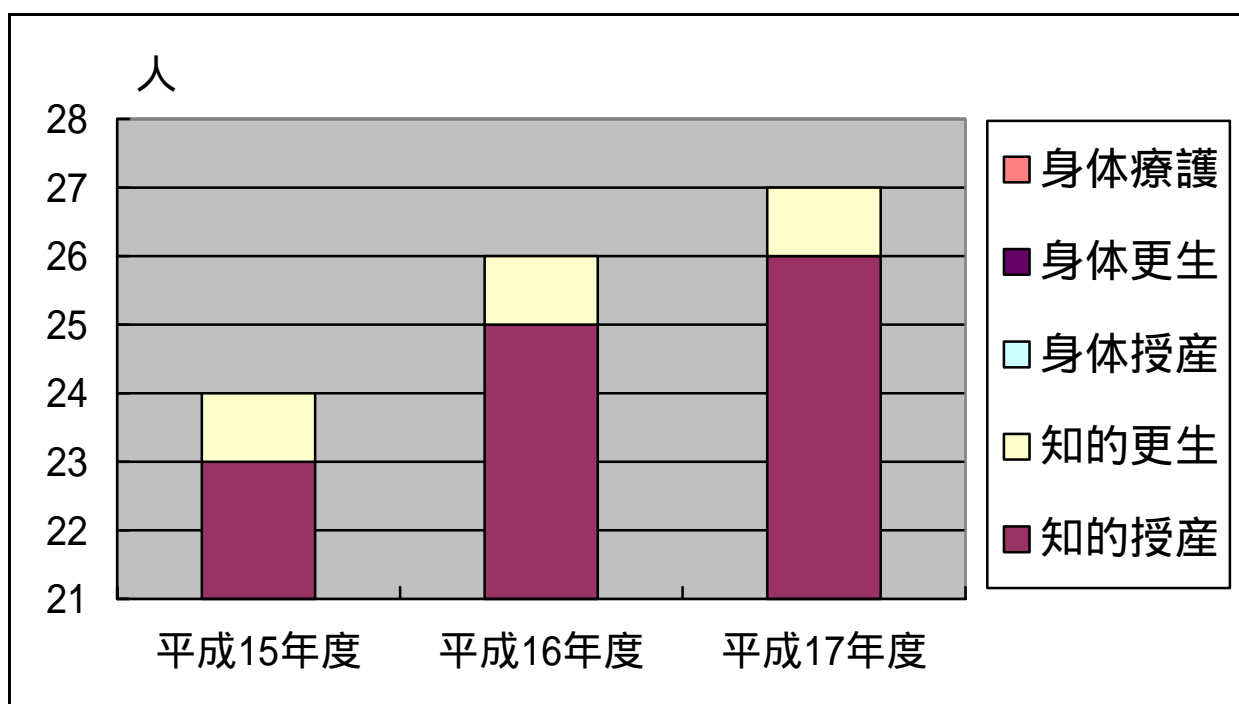
【利用施設一覧（入所）】

<p>身体障害者療護施設</p>	<p>太陽の家（土佐清水市） オイコニア（四万十町） 梶原みどりの家（梶原町）</p>
<p>身体障害者授産施設</p>	<p>太陽の家第三授産センター（大分県別府市）</p>
<p>知的障害者更生施設</p>	<p>宿毛育成園（宿毛市） 大方誠心園（黒潮町） わかふじ寮（四万十市） 湖水園（仁淀川町）</p>
<p>知的障害者授産施設</p>	<p>宿毛授産園（宿毛市） 大方生華園（黒潮町）</p>
<p>知的障害者通勤寮</p>	<p>中村通勤寮（四万十市）</p>

(表 5-1-8) 施設サービス 施設種類別利用者数の推移 (通所)(単位:人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者療護施設	0	0	0
身体障害者更生施設	0	0	0
身体障害者授産施設	0	0	0
知的障害者更生施設	1	1	1
知的障害者授産施設	23	25	26

【施設サービス 施設種類別利用者数の推移 (通所)】



【利用施設一覧 (通所)】

知的障害者更生施設	大方誠心園 (黒潮町)
知的障害者授産施設	宿毛授産園分場ひだまり (宿毛市) ワークセンターすくも (宿毛市) 大方生華園 (黒潮町)

(7) 精神障害者の施設

平成 17 年 10 月 1 日現在、高知県内の精神障害者社会復帰施設を利用している方は 219 人となっており、このうち 79 人が精神障害者生活訓練施設（援護寮）及び精神障害者福祉ホーム（B型）を利用し、140 人は精神障害者授産施設及び小規模通所授産施設を利用しています。

本市では、6 人が市内の精神障害者生活訓練施設（援護寮）を利用しています。（表 5-1-9 参照）

(表 5-1-9) 精神障害者社会復帰施設利用者数

(単位：人)

	精神障害者生活訓練施設（援護寮）			精神障害者福祉ホーム（B型）			精神障害者授産施設			小規模通所授産施設		
	高知県	幡多管内	宿毛市	高知県	幡多管内	宿毛市	高知県	幡多管内	宿毛市	高知県	幡多管内	宿毛市
か所数	3	1	1	2	0	0	1	0	0	7	0	0
利用者数	45	13	6	34	0	0	24	0	0	116	0	0

(8) 小規模作業所

障害者自立支援法に基づく施設以外に、障害のある人の身近な日中活動の場として、平成18年2月現在、県内45か所の小規模作業所に466人が通所しています。このうち、知的障害者及び精神障害者が、それぞれ約4割となっています。

本市では、1か所に9人(知的障害者)が通所しており、一日平均約5人の利用がある。(表5-1-10)

(表5-1-10) 小規模作業所利用者数

区 分		高 知 県	幡 多 管 内	宿 毛 市
か 所 数		45	4	1
利 用 者 数	身体障害者	82	3	0
	知的障害者	202	14	9
	精神障害者	182	29	0
	合 計	466	46	9

2 障害福祉サービス量の見込み

障害福祉施設及び小規模作業所を対象に、高知県が行った障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行希望アンケート調査及びヒアリング調査の調査結果をもとに、利用者の個別の状況を考慮に入れながらサービスの必要量を見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)

見込み量の考え方

過去のホームヘルプサービス等の利用実績をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量

圏 域	単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
高 知 県	時 間 分 / 月	12,403	13,317	14,077	16,847 (1,035 人)
幡 多 管 内		1,220	1,321	1,483	1,883 (102 人)
宿 毛 市		259	288	317	404 (20 人)

「時間分/月」は、1か月当たりの総利用時間。平成23年度の()は想定される利用者数。

(2) 日中活動系サービス

見込量の考え方

事業所の新体系サービスへの移行状況並びに利用者の個別の状況を考慮に入れながら、必要量を積み上げたものをサービス見込量とします。ただし、就労移行支援事業及び就労継続支援 A 型事業については、一般就労への移行を図る観点から、事業所の新体系サービスへの意向や今後の就労へ向けた取り組みなどを考慮したうえで、サービス量を見込むこととします。

また、児童デイサービスや短期入所については、過去の利用実績をもとに、利用者の個別状況や新たに利用が見込まれる者などを考慮しながら算出したものを見込量とします。

各年度の見込量

ア 高知県

区 分		単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
自立 訓練	機 能 訓 練	人日分 / 月	44	44	88	1,058 (49 人)
	生 活 訓 練		149	379	1,066	3,368 (183 人)
就 労 移 行 支 援			615	1,095	1,682	5,230 (245 人)
就 労 継 続 支 援 A 型			220	1,881	1,945	3,470 (162 人)
児 童 デ イ サービス			510	654	669	805 (204 人)
短 期 入 所			893	1,182	1,034	1,725 (335 人)
生 活 介 護			1,653	1,999	4,928	30,028 (1,533 人)
就 労 継 続 支 援 B 型			2,919	7,270	12,139	30,665 (1,440 人)
療 養 介 護			人分 / 月	11	11	55

「人日分 / 月」は、1 か月当たりの利用人日（延べ利用日数）。「人日分 / 月」は、1 か月当たりの総利用人数。平成 23 年度の（ ）は想定される利用者数。

イ 宿毛市

区 分		単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
自立 訓練	機 能 訓 練	人日分 /月	27	27	24	56 (5人)
	生 活 訓 練		0	0	0	44 (2人)
就 労 移 行 支 援			0	0	0	154 (7人)
就 労 継 続 支 援 A 型			0	0	0	44 (1人)
児 童 デ イ サ ー ビ ス			18	18	18	18 (3人)
短 期 入 所			14	28	28	28 (14人)
生 活 介 護			16	16	16	1,028 (50人)
就 労 継 続 支 援 B 型			0	220	220	1,078 (49人)
療 養 介 護			人分/ 月	0	0	15

「人日分/月」は、1か月当たりの利用人日（延べ利用日数）。

「人分/月」は、1か月当たりの総利用人数。平成23年度の（ ）
は想定される利用者数。

(3) 居住系サービス

見込量の考え方

高知県が行った事業所に対する新体系サービスへの移行希望アンケート調査の結果をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる退院可能精神障害者などを考慮して算出したものを見込量とします。

各年度の見込量

ア 共同生活援助・共同生活介護

区 分	単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
高 知 県	人分 / 月	431	465	549	1,077
幡多管内		87	93	98	183
宿毛市		20	21	21	39

「人分 / 月」は、1 か月当たりの総利用人数

イ 施設入所支援

区 分	単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
高 知 県	人分 / 月	6	6	116	1,179
宿毛市		0	0	0	47

「人分 / 月」は、1 か月当たりの総利用人数

(4) 指定相談支援

見込量の考え方

障害福祉サービス（自立訓練、重度障害者等包括支援を除く）を利用すると思われる人で、自宅等において単身で生活する人など、サービス利用計画による計画的支援が必要と認められる者の数を勘案して算出。

各年度の見込量

区 分	単 位	平 成 18 年度	平 成 19 年度	平 成 20 年度	平 成 23 年度
高 知 県		31	62	70	140
幡多管内	人分 / 月	0	2	1	28
宿 毛 市		0	0	0	6

「人分 / 月」は、1 か月当たりの総利用人数

【参考】各年度のサービスの見込量と旧法施設サービスの推移

日中活動系サービス

(単位:人日分/月)

サービスの種別		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
生活介護		16	16	16	1,028
自立訓練	機能訓練	27	27	24	56
	生活訓練	0	0	0	44
就労移行支援		0	0	0	154
就労継続支援	A型	0	0	0	44
	B型	0	220	220	1,078
小計		43	263	260	2,404
旧法施設サービス(1)		2,002	2,002	2,002	0

1 旧法施設サービス:身体障害者療護施設(入所・通所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所・通所)、知的障害者更生施設(入所・通所)、知的障害者授産施設(入所・通所)、精神障害者生活訓練施設(援護寮)、精神障害者授産施設(通所)、小規模通所授産施設(身体・知的・精神)、福祉工場

居住系サービス

(単位:人分/月)

サービスの種別		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
共同生活援助		20	21	21	23
共同生活介護					
施設入所支援		0	0	0	47
小計		20	21	21	70
旧法施設入所者(2)		2,067	2,037	2,037	0

2 旧法施設:身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設(援護寮)、精神障害者福祉ホーム(B型)

3 必要な見込量の確保のための方策

障害福祉サービスや相談支援の種類ごとの必要な見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

(1) 訪問系サービス

障害のある人が自立した生活を送るため、サービス事業者等と協力をしながら、障害のある方が必要とする在宅サービスが受けられるよう提供体制の整備を図ります。また、サービスを計画的に受けられるように相談体制を整備します。

(2) 日中活動系サービス

・各施設における新たなサービス体系への移行が平成 23 年度までに求められており、利用者のニーズに対応できるよう既存の社会資源である各事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

・旧法施設事業者や小規模作業所などに対して、情報提供や助言などを行い、新体系への円滑な移行を支援します。

(3) 居住系サービス

・施設入所や入院から地域移行を進めるため、グループホームやケアホーム等と連携を取りながら、地域生活における生活の場の確保に努めていきます。

・障害のある人の就労を支援するため、高知県や関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

(4) 相談支援

指定相談事業所（地域生活支援センター）に委託し、いつでも気軽に相談できる体制を整備しました。今後も、利用者のニーズに対応した体制の整備に取り組んでいきます。

(5) その他

障害者福祉の充実に向け、多様な事業者が新規参入を図れるよう、必要な情報の提供を行います。

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

実施する事業の内容

- ・ 障害児・者及びその保護者等からの相談支援
- ・ 関係機関と連携しながらの就労支援

事業の実施に関する考え方

市福祉事務所窓口において、障害者福祉に関する相談に応じるとともに、地域生活支援センターに委託し、必要な情報の提供および助言等、障害者の生活支援を行います。

見込量（実施か所数）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
障害者相談支援事業	2	2	2	4
相談支援機能強化事業	1	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

実施する事業の内容

社団法人聴覚障害者協会及び特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託し、次の業務を行います。

- ・ 手話通訳者、要約筆記者の派遣

事業の実施に関する考え方

聴覚障害者等が外出する際、意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会通念上支障があると認められる場合に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

見込量（実利用者数）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
手話通訳者派遣	5	5	5	5
要約筆記者派遣	3	3	3	3

(3) 日常生活用具給付事業

実施する事業の内容

日常生活上の便宜を図るため、障害児・者に対し、次の用具の給付を行います。

- ・介護・訓練用支援用具
- ・自立生活支援用具
- ・在宅療養等支援用具
- ・情報・意思疎通支援用具
- ・排泄管理支援用具
- ・居宅生活補助用具（住宅改修費）

事業の実施に関する考え方

障害児・者の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。ただし、介護保険法等により、給付の対象となる用具の支給が受けられる者を除きます。

見込量（給付件数）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
介護・訓練用支援用具	4	4	4	4
自立生活支援用具	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	2
排泄管理支援用具	400	400	400	400
居宅生活補助用具	3	3	3	3

(4) 移動支援事業

実施する事業の内容

屋外の移動に困難がある障害児・者に対し、外出のための支援を行います。

事業の実施に関する考え方

社会生活上必要不可欠な外出及びスポーツ・レクリエーション活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

見込量（個別支援型）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施か所数	2	2	2	2
利用者数	2	3	3	3
延利用時間数	10	30	30	30

見込量（グループ支援型）

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施か所数	0	1	1	1
利用者数	0	45	65	65
延利用日数	0	2	3	3

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

実施する事業の内容

地域生活支援センター「かけはし」に委託し、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

事業の実施に関する考え方

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実施か所数	0	1	1	1

(6) 訪問入浴サービス事業

実施する事業の内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護事業の実施に関する考え方

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者を対象とします。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実利用者数	2	2	2	2

(7) 日中一時支援事業

実施する事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための支援を行います。

事業の実施に関する考え方

障害児・者の日中における活動の場を確保し、障害児・者の家族の就労支援及び障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実利用者数	5	5	5	5

(8) 生活サポート事業

実施する事業の内容

日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、居宅介護従事者等を派遣し、必要な支援(生活介護・家事援助)を行います。

事業の実施に関する考え方

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した

生活の推進を図ります。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実利用者数	2	2	2	2

(9) スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

実施する事業の内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害児・者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

事業の実施に関する考え方

市がスポーツ・芸術文化活動等を主催する際に、関係団体等と連携を図りながら障害者の社会参加に努めていきます。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
開催回数	1	1	2	2
参加者数	15	30	50	50

(10) 点字・声の広報等発行事業

実施する事業の内容

文字による情報入手が困難な障害児・者のために、点訳、音訳その他障害児・者にわかりやすい方法により、市の広報等を定期的に障害児・者に提供します。

事業の実施に関する考え方

障害児・者が地域で生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
登録者数	16	16	16	16

(11) 自動車運転免許取得・改造助成事業

実施する事業の内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業の実施に関する考え方

就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする者及び運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者への助成を目的とします。

見込量

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 23年度
実利用者数	1	2	2	2